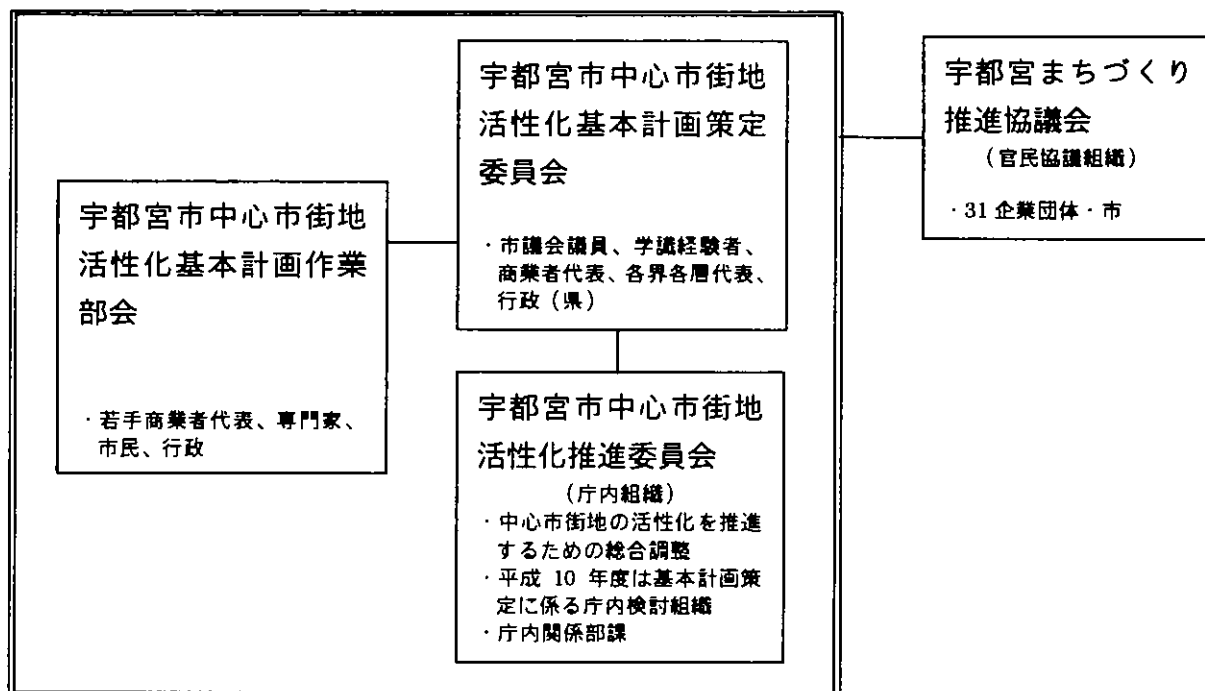


附 属 資 料

1. 計画策定の体制と経緯

図 宇都宮市中心市街地活性化基本計画の策定体制



●策定委員会における検討の経緯

平成 10 年 9 月 1 日	第 1 回 策定委員会
平成 10 年 10 月 27 日	第 2 回 策定委員会
平成 11 年 1 月 21 日	第 3 回 策定委員会
平成 11 年 2 月 23 日	第 4 回 策定委員会

●推進委員会における検討の経緯

平成 10 年 8 月 27 日	第 1 回 推進委員会
平成 10 年 10 月 20 日	第 2 回 推進委員会
平成 11 年 1 月 14 日	第 3 回 推進委員会
平成 11 年 2 月 19 日	第 4 回 推進委員会

●作業部会における検討の経緯

平成 10 年 8 月 4 日	第 1 回 作業部会
平成 10 年 9 月 14 日	第 2 回 作業部会
平成 10 年 10 月 9 日	第 3 回 作業部会
平成 10 年 11 月 19 日	第 4 回 作業部会
平成 10 年 12 月 17 日	第 5 回 作業部会
平成 11 年 2 月 1 日	第 6 回 作業部会

2. 宇都宮市中心市街地活性化基本計画策定委員会設置要領

(設置)

第1条 宇都宮市中心市街地活性化基本計画の策定に関し、必要な事項を調査、検討するため、宇都宮市中心市街地活性化基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係機関及び関係団体の役職員
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員がそれぞれ互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係する委員を招集し、会議を開くことができる。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画部地域振興課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要領は、平成10年8月18日から施行する。

●宇都宮市中心市街地活性化基本計画策定委員会委員名簿

◎：委員長、○：副委員長

No	区分	氏名	所属・役職等	
1	1号	今井 恭男	宇都宮市議会議員	
2		藤井 弘一	宇都宮市議会議員	
3		塩沢 慶輔	宇都宮市議会議員	
4		○山崎 守男	宇都宮市議会議員	
5		熊本 勇夫	宇都宮市議会議員	
6	2号	伊藤 玲子	マーケティングコンサルタント	
7		大村 謙二郎	筑波大学社会工学系教授	
8		古池 弘隆	宇都宮大学工学部教授	
9		◎根岸 博	前足利工業大学教授	
10	3号	飯村 悟	社団法人宇都宮青年会議所 理事長	
11		磯部 光雄	株式会社足利銀行 営業支援部長	
12		柿沼 賢	宇都宮市商店街連盟 会長	
13		河上 典子	株式会社栃木荘宇都宮ロイヤルホテル 取締役	
14		斎藤 公則	バンパ通り商店街 会長	
15		島崎 謙二	日本電信電話株式会社栃木支店 支店長	
16		神宮 由美子	宇都宮市生活学校連絡協議会 会長	
17		鈴木 璋	宇都宮市民憲章推進協議会 会長	
18		高橋 尚	宇都宮中心商業地まちづくり研究会	
19		戸田 栄輔	株式会社下野新聞社 常務取締役	
20		橋本 茂夫	株式会社新朝プレス 代表取締役	
21		藤原 宏史	藤原設計事務所有限会社 代表取締役	
22		築 郁夫	宇都宮商工会議所 会頭	
23		4号	鈴木 宗男	栃木県商工労働観光部経営指導課長
24			藤岡 義三	栃木県土木部都市計画課長
25	海老原忠夫		栃木県土木部建築課長	

●宇都宮市中心市街地活性化基本計画作業部会メンバー

No	氏名	所属・役職等
1	坂本 孝夫	宇都宮商工会議所 事務局次長兼企画調整課長
2	広瀬 一郎	宇都宮中心商業地まちづくり研究会メンバー オリオン通り曲師町商業協同組合（（有）ミスズ洋装店）
3	崎尾 肇	宇都宮青年会議所地域政策室 きれいなまちづくり委員会委員長 （（株）コアミ計測機 常務取締役）
4	森本 章倫	宇都宮大学工学部 建築学科助教授
5	高橋 浩二	（株）足利銀行 （（株）ろまんちっく村派遣）
6	白井 毅雄	宇都宮市企画部企画審議室 企画調整担当副主幹
7	大島 一夫	宇都宮市企画部企画審議室 企画調整担当主査
8	石川 啓太郎	宇都宮市環境部 政策担当副主幹
9	奈良部 達也	宇都宮市商工部 政策担当副主幹
10	栗田 健一	宇都宮市建設部 政策担当副主幹
11	小松 俊雄	宇都宮市教育委員会文化課 指導主事

3. 宇都宮市中心市街地活性化推進委員会設置要領

（設置）

第1条 中心市街地活性化事業推進及び宇都宮市中心市街地活性化基本計画の策定のため、宇都宮市中心市街地活性化推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
 2 委員長には企画部を所管する助役、副委員長には企画部長をもって充て、委員は別表1に掲げる者をもって充てる。
 3 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
 4 副委員長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（役割）

第3条 推進委員会は、中心市街地の活性化を推進するための総合調整及び宇都宮市中心市街地活性化基本計画の策定に係る庁内検討を行う。

（運営）

第4条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
 2 推進委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（幹事会）

第5条 推進委員会に、課題の庁内調整のため、幹事会を置く。
 2 幹事長には企画部長、副幹事長には商工部長をもって充て、幹事は別表2に掲げる者をもって充てる。なお、案件によっては関係する部課長の出席を求めることができる。
 3 第2条第3項並びに第4項及び前条の規定は、幹事会について準用する。

（庶務）

第6条 推進委員会の庶務は、企画部地域振興課において処理する。

（補則）

第7条 この要領に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要領は、平成10年8月17日から施行する。

[別表1] 宇都宮市中心市街地活性化推進委員会委員名簿

◎：委員長、○：副委員長

No	氏名	役職名
1	◎小林 一右	助役
2	○小平 良長	企画部長
3	木嶋 利久	保健福祉部長
4	有馬 宏年	環境部長
5	福田 敬之	商工部長
6	香坂 貞夫	建設部長
7	福田 武美	都市開発部長
8	須田 章市	教育委員会教育次長
9	森 賢一郎	企画部次長
10	加藤 明	商工部次長
11	伊藤 文雄	建設部政策担当副参事
12	栗田 幹晴	企画部企画審議室長
13	五井 潤治夫	// 地域振興課長
14	貝沼 三雄	// 交通対策課長
15	木村 光男	保健福祉部保健福祉総務課長
16	印出井 幹彦	環境部政策担当主幹
17	篠崎 正男	// 環境課長
18	佐藤 寿生	商工部政策担当主幹
19	松田 章志	// 商業観光課長
20	砂川 幹男	// 工業課長
21	岩澤 重光	建設部街路課長
22	五月女 賢	// 道路維持課長
23	窪井 秀治	// 住宅課長
24	金子 達男	都市開発部都市計画課長
25	野沢 省一	// 都市再開発課長
26	桜井 敬朔	教育委員会文化課長

[別表2] 宇都宮市中心市街地活性化推進委員会幹事会幹事名簿

◎：幹事長、○：副幹事長

No	氏名	役職名
1	◎小平 良長	企画部長
2	○福田 敬之	商工部長
3	福田 武美	都市開発部長
4	森 賢一郎	企画部次長
5	伊藤 文雄	建設部政策担当副参事
6	栗田 幹晴	企画部企画審議室長
7	五井 潤治夫	// 地域振興課長
8	佐藤 寿生	商工部政策担当主幹
9	松田 章志	// 商業観光課長
10	金子 達男	都市開発部都市計画課長

表紙写真：ライトアップされた宇都宮二荒山神社